国民健康保険と 後期高齢者医療制度

保険年金課

国民健康保険について = ☎⑩2147 後期高齢者医療制度について = ☎⑩2184

★マイナンバーカードが被保険者証として利用できるようになりました!

事前登録が必要です。マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120・95・0178)にお電話ください。



国民健康保険

新しい被保険者証の発送

7月中に郵送します。

8月1日/月以降は、今まで使用していた被保険 者証は使えなくなりますのでご注意ください。

国民健康保険税の納付方法などのお知らせは、8ページをご覧ください。

70歳以上75歳未満の方は…

7月中に被保険者証と高齢者受給者証が一体となった被保険者証兼高齢受給者証を郵送します。 ※今後新たに70歳になる方には、70歳の誕生月(1日生まれの方は前月)の中旬に郵送します。

●自己負担の割合昨年中の所得などの判定で2割または3割

保険税の滞納がある世帯

有効期間が3カ月または6カ月間の**短期被保険者証**を交付します。特別な事情なく1年以上滞納している世帯は、いったん医療費の全額を医療機関に支払う被保険者資格証明書を交付します。

※18歳以下の被保険者には、滞納している世帯であっても一般の被保険者証を交付します。

保険税の納付については**納税課**(本庁舎2階・ **☎**2125) へ相談してください。

■後期高齢者医療制度

対 象 者

75歳以上の方と、一定の障がいがあると認定された65歳以上75歳未満の方

新しい被保険者証の発送

10月の負担割合見直しに伴い、**7月下旬と9月 下旬の2回郵送**します。

▶7月下旬に送付(黄色の被保険者証)

=有効期間が8月1日から9月30日まで

▶9月下旬に送付(藤色の被保険者証)

=有効期間が10月1日から5年7月31日まで ※現在の被保険者証は8月1日以降は使えません。

自己負担の割合

昨年中の所得による判定で**1割**または**3割** ※3割となる現役並み所得者で、収入額が一定未満の場合は1割。(申請不要となりました)

★10月1日から負担割合が見直されます

1割負担の方で、収入額が一定以上の方は**2割 負担**となります(詳細は『広報あしかがみ』4月号 をご覧ください)。

⇒負担を抑える配慮措置があります

10月から3年間は、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院医療費を除く)。

後期高齢者医療保険料額の決定通知書

今年度の保険料額の決定通知書を**7月中旬**に郵送します。 ※前年度と納付方法が異なる場

※前年度と納付方法が異なる場合もあります。

▶年金から直接納める方と □座振替の方

徴収通知書を送付しますの で、内容をご確認ください。

▶納付書で納める方

納入通知書を送付します。公 民館(織姫・助戸を除く)または 金融機関で納めてください。 税

募

育

教室

談

設

保険料率

均等割額

43,200円

所得割率

8.54%

賦課限度額

66万円

元被扶養者の軽減措置

均等割額…5割(加入後2年間)

所得割額…負担なし

【右表】給与所得者等の数とは次のいずれかを満たす者の合計数。いない場合は1。

- ・給与収入額が55万円を超える方
- ・公的年金等の収入額が、65歳未満で60万円 を超える方、65歳以上で125万円を超える方

▶低所得者の保険料軽減措置

均等割額7割軽減	【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与 所得者等の数-1)】を超えない世帯
均等割額5割軽減	【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与 所得者等の数-1)+28.5万円×被保 険者数】を超えない世帯
均等割額2割軽減	【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与 所得者等の数-1)+52万円×被保険

者数】を超えない世帯

病院などでの支払いが限度額までになる認定証 ……

高額療養費制度と認定証

1カ月の医療費が高額になった場合、一定金額(自己負担限度額)を超えた分が申請により後日払い戻されますが、病院などの窓口では、いったん高額な医療費を支払うことになります。

『限度額適用認定証』をあらかじめ病院などの窓口に提示すると、支払いが自己負担限度額までで済むようになりますので、医療費が高額になりそうな方は、事前に申請してください。

対象者

国民健康保険加入者

70歳~74歳

70歳未満で保険税に滞納がない

市民税非課税世帯

自己負担割合が 3割で 課税所得が 145万円以上 690万円未満

それ以外

後期高齢者医療制度加入者

市 民 税非課税世帯

自己負担割合が 3割で 課税所得が 145万円以上 690万円未満

それ以外

限度額適用認定証を申請

限度額適用認定証を申請

お手元の被保険者証が認定証を兼ねる(申請は不要)

市民税非課税世帯の方は…申請により、病院などの窓口での支払いや入院時の食事代を減額する『限度額適用・標準負担額減額認定証』が交付されますので、同課にお問い合わせください。

※70歳未満で保険税に**滞納がある場合**、限度額適用認定証は交付できませんが、**高額療養資金貸付制 度**を利用できます。条件がありますので、まずは同課へご相談ください。

申 請 方 法

国民健康保険加入者

申請者の身分証明書、対象者の被保険者証、マイナンバーがわかるものを持って同課(本庁舎 1階・14番窓口)

※すでに認定証の交付を受けている方の有効期限は7月31日(日)です。8月以降も必要な方は、7月12日(火)から手続きができます。

後期高齢者医療制度加入者

対象者の被保険者証、マイナンバーがわかるものを持って同課(本庁舎1階・13番窓口)または各公民館(織姫・助戸を除く)

※すでに認定証の交付を受けている方で、今年度 も対象となる方には、被保険者証に認定証を同封 して郵送します。